

福知山市入札制度改革等検討委員会設置要綱

平成 26 年 1 月 8 日
一部改正 令和 7 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、福知山市附属機関設置条例（昭和 28 年福知山市条例第 29 号）第 2 条の規定に基づき、福知山市入札制度改革等検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の役割)

第 2 条 委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。
(1) 福知山市の入札・契約制度等に係る評価及び検証に関すること。
(2) 入札・契約制度等の改善に関すること。

(委員の要件等)

第 3 条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札・契約制度等について意見を述べ、検討を行うことができる学識経験等を有する者とする。
2 委員の人数は、5 人以内とする。
3 委員の任期は、2 年以内とする。

(委員長)

第 4 条 委員長は、委員の互選により選出する。
2 委員長は、委員会の議事を運営する。
3 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第 5 条 委員会は、市長が招集する。
2 委員会の議事については、公開を原則とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第 6 条 委員は、その役割に関し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の事務)

第 7 条 委員会の事務は、福知山市総務部契約監理課が処理する。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 8 日から施行する。
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。